

# おかやま人事ネット21ニュース12月号

〒700-0973 岡山市北区下中野 349-101 TEL : 086-805-4556 FAX : 086-805-4557

おかやま人事ネット 21 では、皆様のご相談を受付けております。

## 今月のトピックス 民法の改正と企業の対応

現在の民法では一般債権の消滅時効を10年、月給または日給等の賃金債権を1年（短期消滅時効）と定めています。この時効制度が今年の6月に改正され、2020年4月から施行されます。改正民法では1年の時効が廃止され、債権者がその権利を行使できることを知った時から5年、知らない場合には権利を行使できる時から10年となります。

一方、労働基準法（第115条）では賃金、災害補償、その他の請求権は2年間、退職手当については5年間の時効により消滅するとされています。そこで厚生労働省では民法改正を受けて、この賃金等請求権の消滅時効の在り方について検討を行っています。主な論点は、  
 ①消滅時効の期間を労働者保護や取引の安全等を踏まえどう考えるか  
 ②消滅時効の起算点を権利を行使できる時からとしてきた現在の運用・解釈をどうするか  
 ③年次有給休暇の消滅時効（繰越期間）を年休取得促進を踏まえつつどう考えるか  
 ④労働・労務関係の書類の保存期間等をどう考えるか などで。

今後の具体的な方針の発表が気になるころですが、仮に、賃金等請求権の時効2年が5年に延長された場合、未払残業の請求は5年遡ることになります。企業のリスクが増大しますので、働き方改革の推進と共に、労働時間の適正な管理と把握が求められます。

### 12月の総務

- ・賞与支払届
- ・年末調整



### お薦め

#### アジサイのリース

植物を材料にリースを作る人がいます。盛りを過ぎた花や葉を竹の芯に麻紐で何層にもくくっていくのですが、味わいのある素敵なリースができます。アジサイは初心者向け。柔らかい色が徐々に抜けていき、10年間は楽しめるとのこと。植物への感謝を形にして残すことで自然の美しさを記憶するというコンセプトに改めて感心しました。

### 労務のワンポイント

#### インターバル制度（努力義務）

政府が働き方改革の1つに挙げているものに「勤務間インターバル制度」があります。この制度は、長時間労働による健康被害を抑制することを目的として、終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定の休憩時間（インターバル）を設定するものです。政府が設定しないため、企業が自由に設定できます。実際の睡眠時間が十分に取れる事が重要です。例えば、社員の健康に配慮してインターバル時間を11時間と設定する企業（始業時刻8:30 終業時刻17:30）で考えてみましょう。

#### ①始業時刻を変更しなくてもよい場合

終業	残業 3時間30分	11時間 (8:00まで)	始業
17:30		21:00	8:30

#### ②始業時刻を変更しなければならない場合

終業	残業 5時間30分	11時間 (10:00まで)	⇒	始業
17:30		23:00		10:00

インターバル制度は、2019年度に改正される3ヶ月間のフレックスタイム制と上手く組み合わせると利用しやすいかと思われます。インターバル制度は努力義務ですが、社員の健康管理は企業の配慮義務の対象です。

### 耳より情報

#### 特開金10月1日から支給要件一部変更

特定求職者雇用開発助成金は、企業が就職困難者をハローワーク等の紹介を経て雇用し、定着が図られた場合に支給される助成金です。就職困難者とは、①母子家庭の母②60歳以上の高齢者③被災離職者④身体障害者等⑤発達障害者等⑥学校等の既卒者・中退者⑦就職氷河期に安定した就職の機会を逃した者⑧自治体からハローワークに就労支援要請のあった生活保護者等です。支給期間と金額は対象者によって異なります。さらなる定着向上のために平成30年10月1日から支給要件の一部が次のように変更されています。

- 対象労働者を解雇した場合：助成対象期間中に解雇した場合に、解雇を実施した日以後3年間は本助成金は受給できません。なお、事業主の勧奨等による任意退職を含みます。（喪失原因「3」による離職の場合）また、過去6ヶ月間に受給した助成金の返還は不要になりました。
- 対象労働者が自己都合で離職した場合：助成対象期間に対象労働者が自己都合で離職した場合に、当該支給対象期間（6か月分）の本助成金は、原則受給できません。

その他、対象労働者に支給した賃金額が助成金額を下回る場合は支給されません。また、週当たりの賃金額が『最低賃金×30時間』を下回る場合には短時間労働者の雇用とみなされますので、留意が必要です。

会社は助成金の受給ができないだけでなく、時間等の浪費、生産性を損失することになります。採用の際は、求める人物像を明確にし、人物評価をしっかり行い、会社に合った人材を採用して定着を図り助成金も受給しましょう。